

資料No. 3

協議事項3

登録料及び会費に関する規定の改訂について

公益社団法人福岡県サッカー協会 登録料および会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県サッカー協会（以下「本協会」という。）を構成するチーム、及び、個人（選手・審判員）の登録料（以下「登録」という。）、会員の会費（以下「会費」という。）について定める。

(加盟チーム)

第2条 加盟チームとは、福岡県においてサッカー又はフットサルを行うチームであってチームとして定款第6条の規定により正会員となったものをいう。

(加盟チームの種別)

第3条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

第1種 年齢を制限しない選手によって構成されるチーム

第2種 18歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない

第3種 15歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない

第4種 12歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない

女子 女子の選手により構成されるチーム

シニア 40歳以上の選手によって構成されるチーム

フットサル フットサル競技のみを行うチーム

2 前項に定める年齢は、毎年4月2日を基準日とし、女子チーム及びフットサルチームの年齢構成は必要により第1項に準ずる。

(入会金)

第4条 本協会に入会を許可された個人及び団体（以下「会員」という。）は、事務局が指定する日までに入会手続きを行い、入会金を納入しなければならない。

（登録料および会費の種類）

第5条 登録料および会費の種類は、次のとおりとする。

なお、名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

また、公益財団法人日本サッカー協会及び九州サッカー協会が別に定めるチーム登録料、審判員登録料等を合わせて納めるものとする。

（単位：円）

会員の種類				
正会員		—	5,000	—
賛助会員		—	5,000	—
名誉会員		—	—	—
サッカー				
		チーム登録料	法人年会費	個人登録料
第1種		15,000	5,000	3,500
第2種	高体連	10,500	5,000	2,200
	クラブ	10,500	5,000	2,000
第3種		0	5,000	1,500
第4種		2,000	5,000	600
シニア		4,000	5,000	2,000
女子	一般	15,000	5,000	3,500
	高校生(高体連)	10,500	5,000	2,000
	高校生(クラブ他)	10,500	5,000	2,200
	中学	0	5,000	1,500
フットサル				
第1種		3,000	—	1,500
第2種		1,000	—	1,200
第3種		1,000	—	1,000
第4種		1,000	—	500
審判員				
審判/サッカー (一般)	1級	—	—	3,000
	2級	—	—	2,000
	3級	—	—	1,000
	4級	—	—	1,000
審判/フットサル (一般)	1級	—	—	1,000
	2級	—	—	2,000
	3級	—	—	1,000
	4級	—	—	1,000
インストラクター (サッカー)	1級	—	—	—
	2級	—	—	1,000
	3級	—	—	2,000
インストラクター (フットサル)	1級	—	—	—
	2級	—	—	1,000
	3級	—	—	2,000

※200 円は高体連納入

(登録料および会費の使途)

第 6 条 登録料および会費の法人会計に充てる割合は各々の 50% を上限とする。

(登録料および会費の納入時期)

第 7 条 毎年 4 月 1 日を起算とし、翌年 3 月 31 日までに当年度分を納付しなければならない。

なお、本協会主催の競技会に参加する場合には、その競技会の実施要項が定める期日までに登録料を納付し登録手続きを完了していなければならない。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、理事会の審議を経て、総会で決定する。

附 則

この規程は、公益社団法人に移行した日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。